契約書英語 2日目 (契約構成)

- 1. 契約構成
  - (1)表題
  - (2)前文
  - (3)定義
  - (4)基本的合意事項
  - (5)発行条件
  - (6)有効期間と解除条項
  - (7)事実表明と保証
  - (8)特約
  - (9)補償
  - (10)契約違反と救済措置
  - (11)一般条項
- 表題 Preamble or 2. Introduction
  - 題名
    - "Agreement"が多い。"Contract"はあまり聞かない
  - 当事者名
    - 住所
    - 設立準拠法
      - どの法律によって規定されているか
    - 留意事項
      - H立
        - H立製作所？
        - H立市の何か？
      - その後"Hitachi"等の略称を使う
      - 法人の記載
        - "Japanese corporation"よりは"kabushiki kaisha"と記載する、または併記した方が良い。
  - 日付
    - 留意事項
      - "on"と"as of"の違い
        - "on"とした場合
          - 実際の締結日を意味する
        - "as of"とした場合
          - 締結日と擬制する日
            - 犯罪とする国もある
          - いわゆるバックデート(遡及効)
            - 法的問題があるので注意する
              - むしろ、契約の条項で規定した方が安心
- 全文 3. Recitals
  - いわゆる「背景」と「動機」
  - 定義
    - 背景、動機の事実の記載
  - 趣旨
    - 契約の効力としては生じない
    - 契約の解釈を助ける
  - 使い方
    - Whereas……
      - という書き方のが多い
    - 間違っても"agree"とかの文字を入れてはならない
      - "wish"が正しい
      - 権利発生としてしまう
- 定義 4. Definitions
  - 趣旨
    - 契約書の可読性を上げ、言葉の曖昧さを補い契約書に整合性と一貫性をもたらす為
  - 効果
    - 契約が複雑、技術的、専門的で説明しにくい場合に、すっきり説明できる
    - 契約書を短かくする
  - 留意点
    - 一箇所に纏める必要はない
    - 使用する場所で定義しても良い
  - 事例
    - 定義で纏める方が良い場合
      - 契約中に"consultant"と"the designed consultant"とすると同一人か別人かが不明になる
    - 解釈のルールを記載する場合もある
      - 特にイギリス
- 基本的合意事項 Basic Operation 5. Provision
  - 契約の実体的内容(魂)
  - 趣旨
    - 基本的合意事項を記す
    - 根本的な義務と権利を定める
      - 「特許発明の実施を認めます」
      - 「印税を収めます」
  - 留意点
    - 一箇所に纏める必要はない
    - 正し、契約書文章の前方に置くのが一般的
- 発行条件 Condition 6. Precedent
  - 締結後に行わなければばらない履行の為の条件
    - 締結前に条件を満足していれば、事実表明に記載する
  - 趣旨
    - 契約義務と権利が、契約締結と同時に発生しない場合の発行条件
      - 政府の許認可
      - 時間経過
      - 取締役会での承認を契約条件とする、等
  - 留意点
    - 一方のみのConditionも、双方に因るものもある
  - 事例
    - 取締役会の決議の材料として議事録を得る、等
- 有効期間と契約解除 Term and 7. Termination
  - 趣旨
    - 有効期間と、消滅・消滅の明確化
  - 留意点
    - この記載がないことで契約が無効となることはない
- 事実表明と補償 Representation 8. andn Warranties
  - 契約締結前の客観的事実の表明(？)
  - 趣旨
    - 契約の前提となる事実関係を相手方に表明
      - 事実とは
        - (1)当事者の契約能力と権限
        - (2)当事者の財務状況
          - 例：by 公認会計士
        - (3)契約対象の状態(不動産、知的財産権の所有権)
    - 真実性に関して契約上の責任を負う
  - 留意点
    - closing前に表明補償との差違がある場合
      - closing条件の変更
      - closingを実施しない
    - closing後に表明事実が変ってきた
      - (予め、規定しておくのか？)
    - 故意・過失で、表明事実の異る内容
      - 契約違反→損害賠償
- 誓約・特約 Covenants and 9. Undertaking
  - 契約以外に、お願いしたい事項の全部
  - 趣旨
    - 契約の基本的合意事項とは別に、契約の根幹部分ではなくとも、相手方に約束して欲しいことの規定
      - 例
        - 報告義務
        - 守秘義務
        - 競合禁止事項
- 補償 10. Indemnities
  - 契約違反以外の損害賠償の担保
    - この交渉がメチャクチャ複雑かつハード
  - 趣旨
    - 契約違反でなくても、損害を相手方に損害担保を補償させる
  - 留意点
  - 例
    - 特許権侵害の責めを負ったら、相手方に「表明違反」としてその金を請求する、等
- 契約違反と救済措置 Default and 11. Remedies
  - 契約違反に対する担保
  - 趣旨
    - 契約の約束とは直接関係ないが、義務履行に大きな支障を与えかねない事態に担保
    - 契約違反とは、契約内容以外は全部契約違反→原則、定義する必要はないのだが
    - 契約違反と見なされる状況を具体的に想定しその状況に至った場合に「契約違反」とするもの
      - 例
        - Change of control条項
          - 後発的前提変更とでも言うのかな？
        - クロス・デフォルト
          - 破産、解散、清算、買収、財産に重大な変更があった場合
          - 第三者との別契約の締結、または解除
          - 秘密保持契約違反と連動して、契約も無効
  - 留意点
- 一般条項 miscellaneous 12. Provision
  - 通知宛の住所
    - Notice and Other Communication
  - 契約書が複数あっても契約としては1つだよ、との宣言
    - Counterparts
  - 採用する準拠法の宣言
    - Law of Goven.
  - 契約書以外の事項は考慮するな、との宣言
    - Written Agreement to Goven.
      - " Entire Agreement (完全合意)" という書き方をすることが多い
  - 権利譲渡の制限
    - Assignability
  - 権利放棄時の手続(書面で行うこと、等)
    - No Waiver of Rights
  - 条項の1つが公序良俗違反となったとしても、その部分だけが無効になる、という規定
    - Severability
      - 契約全部が無効となるというような判例があったという、歴史的事実
  - 契約解釈時に、前文等は解釈の範囲に入れない旨の制限
    - Subject Heading
  - 契約書に規定してない事項が出てきた場合、後発的に実施しなければならない旨の規定
    - Further Assurances
  - 紛争が生じた場合の解決手段の規定
    - Settlement of Dispute
      - 例
        - 仲裁
        - 管轄裁判所
- 13. 練習問題
  - STOCK SUBSCRIPTION AGREEMENT
    - 株式引受契約書
      - 新株発行して、売る契約
    - 背景
      - この契約書群は、3回のClosingがある
        - 多くの場合、1回のClosingで完了する
      - 2009年6月27日締結
        - "as of"規定
          - 他方当事者はその後にサインを予定していた
          - 一方当事者は6月27日にサイン
      - 6月30日
        - その後に変更が発生した
      - 8月31日
        - 優先的に配当を受けられる(優先株：B)を得られる予定
        - A社の経営状況悪化→Bだけ優先的に支払って欲しい
        - 入れ込むのが面倒
    - 関係
      - 2009年6月29日締結
        - Addendum(追補) to stock Subscription Agreement
      - 2009年7月30日締結
        - 修正契約
          - AMENDMENT(修正) TO STOCK SUBSCRIPTION AGREEMENT
            - この手のAMENDMENTが2、3、4・・・と続いていく場合も珍しくない
      - SHAREHOLDERS AGREEMENT
        - 資本提携後の取締役の送り込みの規定
          - 例えば資本率51%：49%
            - 役員を送り込む、という規定契約によって発生した
    - 趣旨
      - コモンロー適用の回避
        - 但し、コモンローは各国で内容が異なる(但し、微差→外国の判例も調べるから)
    - 留意点
      - 理由
        - 法律が判例で規定されている歴史的事実
          - 判例の適用を避ける(適用から逃げる)為に規定された
        - 枚数が多くて、読み難い